



はい！こちら消費生活センターです

## ネット通販・「お試し」のつもりが定期購入？

～令和4年6月1日に「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された  
改正特定商取引法が施行されました～

ネット通販で「初回無料」「お試し価格」の広告を見て、1回だけのお試しのつもりで購入したら、定期購入の契約だった・・・(健康食品、化粧品、サプリメントなどのネット注文)。このような相談が当センターにも引き続き多く寄せられています。令和4年6月1日から改正特定商取引法により、販売業者等は取引における基本的な事項を最終確認画面などで明確に表示することが義務付けられました。また、販売業者の誤認させるような表示等により申込みをした消費者は、契約を取り消せることができるようになりました。下記は「最終確認画面」のチェックリストです。

<「注文を確定」を押してしまう前に必ず確認するポイント>

○定期購入が条件になっていませんか？ ○(定期購入が条件になっている場合、)継続期間や購入回数が決めていませんか？ ○支払うことになる総額はいくらですか？ ○解約の際の連絡手段を確認しましたか？ ○「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」などの解約条件を確認しましたか？ ○利用規約の内容を確認しましたか？ ○「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか？ (契約を取り消す際の証拠になります。)

\*通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。販売事業者が定める返品特約がある場合、これに従います。

不安に思ったり、トラブルで困った場合は消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ(電話又は来所)

**☎0774-72-9955** (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188(いやや!)番もご利用ください。

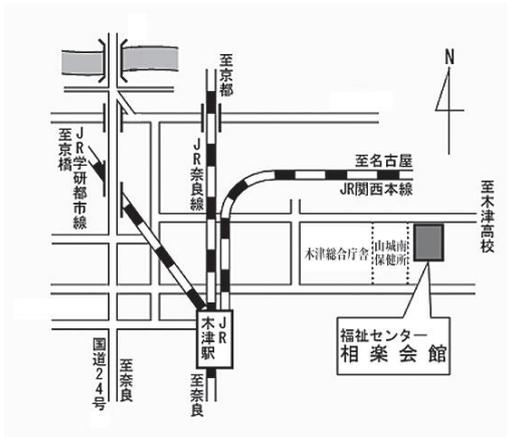
相談日 月～金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣(JR木津駅東口から徒歩約5分)

※土曜・日曜・祝日(年末年始除く)は075-811-9002(電話のみ)



相談すれば 楽になる